

公表資料

令和5年9月13日
近畿管区行政評価局

墓地行政に関する調査 —公営墓地における無縁墳墓を中心として— <結果に基づく通知>

<背景>

人口減少・多死社会の進展や家族観の多様化等に伴い、管理する者がいなくなった無縁墳墓等が増加し、不十分な管理による支障が懸念されています。このため、総務省行政評価局では、公営墓地における無縁墳墓等の発生状況や、その解消のための課題等を調査しました。

<調査結果>

無縁墳墓等の発生抑制には、使用者その他の縁故者に係る情報を把握することが重要となります。使用者に係る情報の把握に対し、縁故者に係る情報の把握は進んでいない状況がみられました。その一方で、あらかじめ縁故者の連絡先を把握し、速やかな所在確認につながった例もみられました。

また、無縁墳墓の解消には、無縁改葬が必要となります。祭祀を承継する者がいないことを断定できず、無縁改葬後の墓石の撤去をためらい、無縁改葬自体も慎重な判断を要するとする例や、墓石の保管場所が確保できないことが今後の無縁改葬を行うに当たっての懸念となっている例がみられました。その一方で、市町村が墓石を占有した時点でその所有権を取得するとの無主物先占の考え方を援用し、墓石を撤去している例もみられました。

このため、総務省は、厚生労働省に対し、縁故者に係る情報を事前に把握する事例や、無縁改葬後の墓石の取扱いについて保管期間や処分の考え方に関する事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うことを要請しました。

- 概要（近畿管内の事例はP5）

- 結果報告書

※ 近畿管区行政評価局は、令和4年5月から同年7月までの間、近畿管内での調査を担当しました。調査結果の詳細を記載した調査結果報告書については、総務省行政評価局ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230913000167928.html）に掲載しています。

(連絡先)

総務省近畿管区行政評価局 評価監視部

担当: 第2評価監視官室 小松、武藤

電話: 06-6941-8905(直通)

E-mail: knk21@soumu.go.jp

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>



通知日:令和5年9月13日 通知先:厚生労働省

調査の背景

- ◇ 墓地は、全国で約87万区域存在し、うち地方公共団体が経営する公営墓地は、約3万区域存在※
- ◇ 人口減少・多死社会の進展や家族観の多様化等に伴い、管理する者がいなくなった無縁墳墓等が増加し、不十分な管理による支障が懸念されるが、その発生実態は不明
 - 公営墓地における無縁墳墓等の発生状況や、その解消のための課題等を調査 (書面調査:全市町村<1,231市町村が回答>、実地調査:88市町村)

※ 墓地・納骨堂の経営には、都道府県知事等の許可が必要であり、経営主体は、その永続性及び非営利性の確保の観点から、地方公共団体が原則とされている。

主な調査結果

- 公営墓地・納骨堂で無縁墳墓等^(注1)が発生しているのは58.2% (445/765市町村)
- 無縁墳墓の発生により、公営墓地の荒廃や不法投棄の温床になっており、中には、市町村で樹木の伐採や墓石の倒伏防止のための手間と費用を要した例もあり
- 無縁墳墓等の発生抑制に重要である縁故者情報を把握している市町村は少数(把握率2割未満が80.7%)。他方で、事前に電話番号等まで把握していた市町村あり
 - 時の経過とともに、縁故者情報の把握には手間と時間を要し、その把握が進まないと、将来の市町村の負担が増加するおそれ。
- 無縁改葬^(注2)を行うに当たっての懸念として、無縁改葬後の墓石の取扱いが不明確なことにより、市町村が墓石を処分すべきか、保管すべきか、一時保管の場合の保管期間について迷うなど対応に苦慮
 - 無縁改葬が進まず、無縁墳墓が解消しないおそれ。

(注1)「無縁墳墓等」とは、死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂のことをいう。

(注2)「無縁改葬」とは、無縁墳墓等に埋葬された死体又は埋蔵され、若しくは収蔵された焼骨を他の墓(合葬墓等)に移管することをいい、墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓埋法」という。)等に基づく手続が必要

望まれる取組

- 縁故者に係る情報を事前に把握している事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。
- 無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考え方に関する事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

I 無縁墳墓等による支障

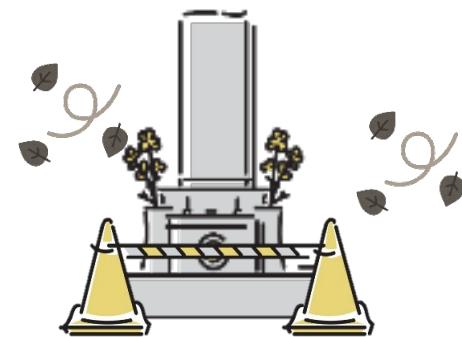
背景・制度等

- ◇ 使用者が所在不明となっている無縁墳墓等は十分な管理が行われず、荒廃していくおそれ。
- ◇ 墓地行政に関する唯一の経年的なデータである「衛生行政報告例」※においても、無縁墳墓等の発生実態は把握されていない。

※ 統計法に基づき、各都道府県等を対象に実施される一般統計調査

調査結果

- 公営墓地・納骨堂を有すると回答した765市町村のうち、公営墓地・納骨堂において
無縁墳墓等が発生している市町村の割合は、58.2%（445/765市町村）
- 長期間にわたり十分な管理がされておらず無縁墳墓等と見受けられる例があり、
これらは、近隣の使用者とのトラブルとなりかねない。
→ 市町村において、樹木の伐採や墓石の倒伏防止のための手間と費用を要した例もあり



雑草の繁茂



不法投棄の温床



荒廃（被災後の未再建）



II 無縁墳墓等の発生抑制（縁故者情報の事前把握）

背景・制度等

- ◇ 墓地・納骨堂の管理者は、墓埋法施行規則の規定に基づき、使用者の住所及び氏名を記載した帳簿を備え付けなければならないこととされている。
- ◇ 墓地・納骨堂の使用者が所在不明となった場合は、墓地・納骨堂の管理者は、戸籍謄本等により縁故者を探索し、承継意向を確認することとなるが、無縁墳墓等の発生を抑制するためには、使用者が所在不明となった場合に備えて、次代の承継候補となり得る縁故者情報の早期把握が重要

調査結果

- 公営墓地・納骨堂における使用者以外の縁故者情報を把握している市町村は少数
 - ・ 縁故者情報の把握状況：把握率20%未満の市町村は80.7%（71/88市町村）
 - 縁故者情報を把握していなかったことにより、市町村の中には、縁故者の承継意向の確認に膨大な追跡調査を要した例（約1万区画の確認に約10年を要した例）あり
 - 一方で、縁故者の住所や電話番号をあらかじめ把握している市町村は10.2%（9/88市町村）
その一例を挙げると、墓地使用許可申請時等に
 - ✓ 縁故者の連絡先の記載を求めている例
 - ✓ 縁故者の連絡先が分かる添付書類を求めている例
- 縁故者の連絡先をあらかじめ把握していたことで、使用者が所在不明となった場合にも、当該縁故者を通じて速やかな所在確認につながった例あり
- 縁故者情報を事前に把握する方法に関し、他市町村の状況を情報提供してほしいとする市町村あり



望まれる取組

無縁墳墓等の発生を抑制する観点から、縁故者に係る情報を事前に把握している事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

III 無縁墳墓の解消（無縁改葬後の墓石の取扱い）等

背景・制度等

- ◇ 無縁墳墓の解消を図るために、墓地経営者は、調査を尽くして使用者その他の縁故者がないことを確認した上で、墓埋法及び同法施行規則に基づき、使用者その他の縁故者に対して1年以内に申し出る旨を官報に掲載するなど、必要な手続を行い、市町村長の改葬許可を得て無縁墳墓の焼骨を合葬墓等に移管（無縁改葬を実施）する必要あり
- ◇ 無縁改葬の実施後は、無縁墳墓の墓石を撤去することが必要だが、墓石の取扱いについては、墓埋法等には規定されていない。

調査結果

- 過去5年間（平成28年度～令和2年度）に、公営墓地・納骨堂において、無縁墳墓等の解消を図るために、無縁改葬や墓石の撤去に着手した実績があると回答した市町村の割合は、6.1%（47/765市町村）
- 今後、無縁改葬の実施意向があると回答した市町村の割合は、22.1%（169/765市町村）
- 市町村における無縁改葬後の墓石の取扱いを調査したところ、以下の例がみられた。
 - ✓ 無縁改葬の縁故者調査結果だけでは、ほかに縁故者が存在する可能性があるとして、墓石の撤去をためらい、無縁改葬自体も慎重な判断を要するとする例
 - ✓ 墓石の保管場所が確保できないとして、今後の無縁改葬の実施を懸念している例
 - ✓ 過去に墓石の処分実績がある市町村であっても、今後は即時処分か一時保管か、また、保管期間の判断に迷っているため、国が判断基準を示してほしいとする例
- 他方、市町村が墓石を占有した時点でその所有権を取得するとの無主物先占の考え方により、墓石を処分している例あり

望まれる取組

無縁墳墓の解消を図る観点から、無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考え方に関する事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

⇒ 今後も社会環境の変化が進むこと、個人や集落等が経営する墓地も課題となることなどを踏まえ、地域の宗教的感情や慣習にも配慮しながら、まずは地方公共団体における取組事例や対応に苦慮している事例を収集しつつ、その状況を踏まえながら、今後の墓地行政の在り方を検討していくことが望まれる。

表 無縁改葬後の墓石の取扱い (単位: 市町村、%)

対象市町村数							
	永年保管		一時保管後処分		即時処分		未定
	墓石	棹石のみ	墓石	棹石のみ	墓石		
41	2 (4.9)	5 (12.2)	7 (17.1)	2 (4.9)	8 (19.5)	17 (41.5)	

(注1) 「対象市町村数」は、実地調査対象88市町村のうち、調査日時点において縁故者調査の実施方法等、無縁墳墓を解消するための事務手続が確認できた41市町村（納骨堂のみを有する1市町村を除く）とした。

(注2) 「棹石」とは、墳墓の一番上に設置された縦長の石のことで、家名等墓標となる文字を彫り込んだ石をいう。

(注3) () は、「対象市町村数」に対しての割合を示す。なお、四捨五入により合計は100にならない。

無縁墳墓等の解消のための取組

- ◇ 無縁墳墓等の解消のためには、通常の改葬手続よりも慎重な手續が求められており、時間、労力、費用等のコストを要する。平成28年度から令和2年度までの5年間に、公営墓地・納骨堂において無縁墳墓等の焼骨の移管・墓石撤去の着手にまで至った市町村の割合は、全国で6.1%（47/765市町村）、近畿管内では8.0%（7/88市町村）にとどまる。
- ◇ 無縁墳墓等を解消した実績のある市町村の中には、慎重な手續と判断を担保するための手順に従って取り組んでいる例がみられた。

近畿管内の事例

以下のような事例がみられた。

- ◇ 無縁墳墓等の解消のための手順に従い、無縁墳墓等の焼骨の移管・墓石撤去に着手している。
- ◇ 無縁墳墓等の撤去に際し、
 - ①使用者の死亡日から5年を経過しても承継の申出がない又は、使用者が住所不明となり10年が経過している墓地区画の中から無縁改葬の対象を選定
 - ②当該区画の使用者その他の縁故者に係る戸籍の公用請求や指導文送付に対して、使用者の縁故者からの連絡がない場合等に、当該区画内に立札を掲示するとともに官報に掲載
 - ③官報掲載から1年経過後に使用権消滅の決定
- を行うこととしている。
- ◇ 使用権消滅の決定に際しては、決定に至った経緯を詳細に記録し、墓石の撤去前にあらかじめ評価額を算定し、撤去後のトラブルに備えている。

